

Rethinking Rights Retention in the Open Science Era (1)  
—The Rights of Research Articles under Immediate Open Access Policy

## 「オープンサイエンス時代の権利保持を考える(1) —即時OA下の論文の権利に着目して」

□ 司会：船守美穂 (NII)

同時通訳有り

Simultaneous Translation Available

□ 講演：Sally Rumsey (30分)

「論文著者の権利保持が即時OA と英国大学研究者の利にどのように繋がるか」

- 現cOAlition S Ambassador。ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス、オックスフォード大学ボドリアン図書館、Jisc/UKRI、cOAlition S などにおいてOpen Scholarship や機関リポジトリ関連の業務にあたり、豊富な経験を有する。近年では、論文著者の権利保持を中心に対応にあっている。

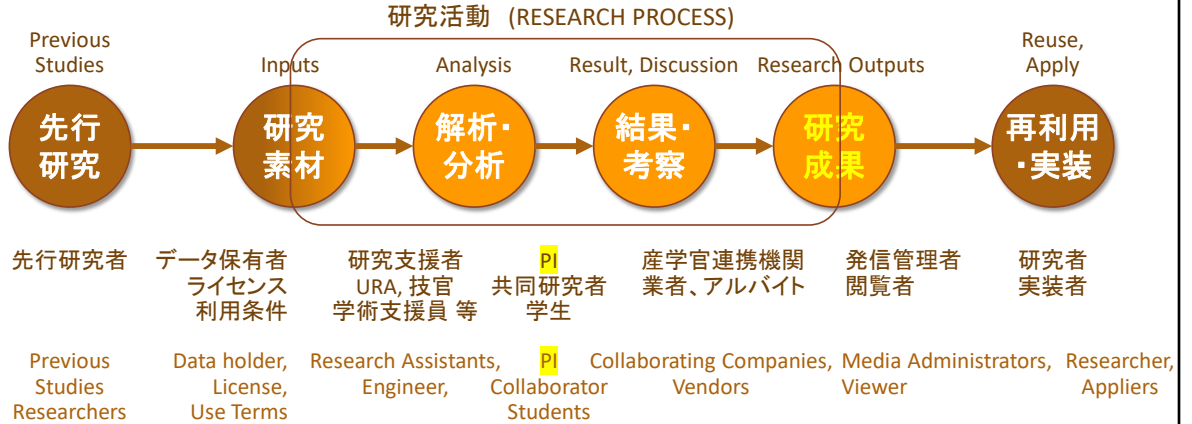
□ パネル討論(7分のポジショントーク+30分の全体討論)

- 政府/研究助成機関：赤池伸一 (内閣府・参事官)
- 出版社：浦上裕光 (Springer Nature, Academic Engagement Director)
- 研究者：光石衛氏 (日本学術会議・会長)
- 大学図書館：尾上孝雄 (大阪大学 理事・副学長、附属図書館長・情報推進本部長)

JOSS2024 6/20(木) 18:00—19:30 (オンライン開催)

今回のセッションタイトルは、「オープンサイエンス時代の権利保持を考える(1) —即時OA下の論文の権利に着目して」としています。

# 多くの人の関わりからなる オープンサイエンス時代の研究成果



オープンサイエンス時代の一つのキーワードとして、チームサイエンスや市民科学などがありますが、昨今の研究活動は、旧来のニュートンが独自に万有引力の法則を発見した時代と違い、非常に多くのステークホルダーが関わるようになってきているという特徴があります。

研究チームメンバーや、研究支援者、業者などの、研究活動の直接の関係者だけでなく、研究素材を提供している者や、研究資金を提供している納税者や助成機関、また、研究成果が公開されると、これを利用したり、新たな成果を生み出す者がおり、

# 研究成果と各ステークホルダーの関係は？

What say do the stakeholders have over research outputs?



これらの関係者は研究成果に対してそれぞれ異なる関係性を有することが想定されます。

## 「オープンサイエンス時代の権利保持を考える(1) —即時OA下の論文の権利に着目して」

### 本セッションの論点 Discussion Points

- 1. オープンサイエンス時代の研究成果に対する各ステークホルダーの権利をどのように捉えれば良いか？**  
How should the rights of various stakeholders over research outputs be set in the open science era?
- 2. 即時OAにおける「論文」という研究成果の権利はどのように捉えれば良いか？**  
How should the rights of over research articles be set in the open science era?

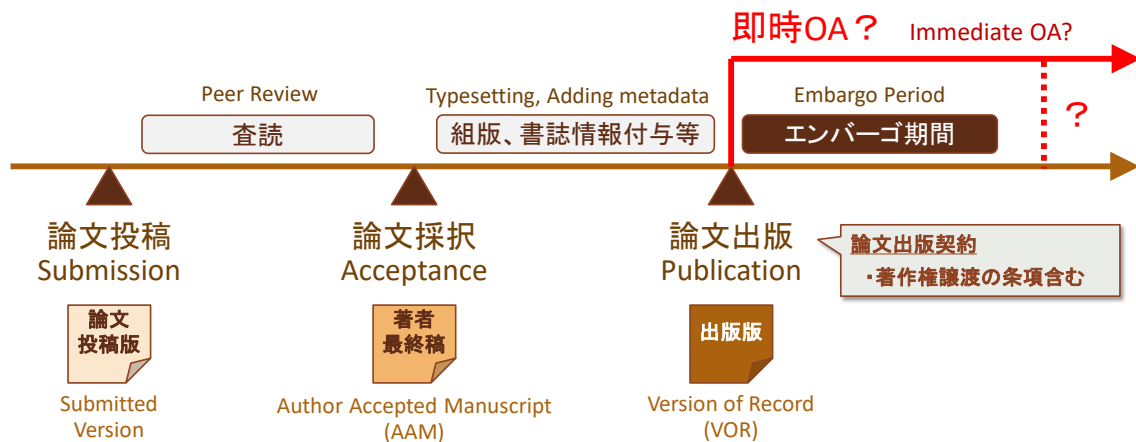
本セッションでは、オープンサイエンス時代におけるこれらステークホルダーの研究成果に対する権利をどのように捉えれば良いか、議論したいと思います。

なお、セッションタイトルにおいて(1)としたのは、この問題は、最近、新たな研究成果の形態として着目されている「研究データ」や「コード」などにおいて、より複雑な検討が必要と予想されるため、来年以降に、「研究データ」等を対象として同じテーマを取り上げたいと思うからです。

しかし、今回は、日本において間近に迫っている「即時OA」において、喫緊の課題となる「論文」成果に着目して議論したいと思っています。

How should the conflict between immediate OA mandate and embargo period be resolved?

# 即時OAとエンバーゴ期間の関係をどのように整理するか？



4

論文については一般に、クローズドな購読誌の論文については、論文出版直後にエンバーゴ期間が設定されており、この間は論文著者といえども、自身の論文を機関リポジトリ等において公開できないこととなっています。一方で、即時OA政策は、本来的には「論文出版直後」の論文の公開を求めており、これはこの出版社の定めたエンバーゴ期間とバッティングしてしまいます。

即時OA政策で先行している欧州では、これからSallyさんをご発表されるように、研究助成機関や大学による「権利保持戦略」で対抗していますが、日本においても同様の戦略を踏襲するか、あるいは、別の方法である著作権法などにおいて、学術出版物を公開する権利としての「二次著作権」を設定するか、あるいは、即時OAをあまり厳密に捉えずに、たとえば、エンバーゴ期間終了後の公開でも良しとするかなどの対応が必要と考えられます。

本セッションは、こうした日本の対応の技術的な方法を議論するつもりはありませんが、（←それは政府の役割で、現在、色々ご検討中と思うので）、このような個別具体的問題を知ることを通じて、オープンサイエンス時代の「論文」に着目した、各ステークホルダーの関わりや権利のあり方を議論できるのではないかと期待しています。

Rethinking Rights Retention in the Open Science Era (1)  
—The Rights of Research Articles under Immediate Open Access Policy

## 「オープンサイエンス時代の権利保持を考える(1) —即時OA下の論文の権利に着目して」

□ 司会：船守美穂(NII)

同時通訳有り

Simultaneous Translation Available

□ 講演：Sally Rumsey(30分)

「論文著者の権利保持が即時OAと英国大学研究者の利にどのように繋がるか」

- ・ 現cOAlition S Ambassador。ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス、オックスフォード大学ボドリアン図書館、Jisc/UKRI、cOAlition SなどにおいてOpen Scholarshipや機関リポジトリ関連の業務にあたり、豊富な経験を有する。近年では、論文著者の権利保持を中心に対応にあっている。

□ パネル討論(7分のポジショントーク+30分の全体討論)

- 政府/研究助成機関：赤池伸一（内閣府・参事官）
- 出版社：浦上裕光（Springer Nature, Academic Engagement Director）
- 研究者：光石衛氏（日本学術会議・会長）
- 大学図書館：尾上孝雄（大阪大学 理事・副学長、附属図書館長・情報推進本部長）

JOSS2024 6/20(木) 18:00-19:30 (オンライン開催)

趣旨説明が長くなりましたが、サリーさんの発表に移りたいと思います。サリーさんは、長らく、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス、オックスフォード大学などの英国の大学において図書館員としてOpen Scholarshipや機関リポジトリ関連の業務にあたり、その中で、JiscやUKRIなどの英国全体における学術情報流通に関わっていらっしゃいます。また、現在は、cOAlition S Ambassadorとして、論文著者の権利保持などに深く関わっています。

では、サリーさん、どうぞよろしく申し上げます。